Daiwa Securities

ダイワで12月の個人向け国債プラスキャンペーン

一部の法人・団体に対象拡大！

募集期間：2026年12月7日(月)～2026年12月30日(水)

2026年12月募集分から、「個人向け国債」は「個人向け国債プラス」となり、一部の法人や団体に販売対象が拡大されます。

2026年12月募集の個人向け国債プラスのうち、10年債、5年債、3年債を1,000万円以上お買付けいただいた個人・法人※1のお客さまに、対象金額※2に応じて現金をプレゼント！

(※1)金融機関(信用組合、農協なども含む)、地方公共団体、公社・公団その他の政府機関、国立大学法人、公立大学法人などのお客さまは本キャンペーンの対象外です。

対象金額※2	プレゼント金額		
	10年債	5年債	3年債
1,000万円	18,000円	15,000円	12,000円
以降100万円増額ごとに	1,800円追加	1,500円追加	1,200円追加
(例)1億円	180,000円	150,000円	120,000円

プレゼント金額の上限はありません。

(※2)対象金額とは、キャンペーン期間中の10年債、5年債、3年債それぞれのご購入金額から、2026年12月1日(火)～2027年1月13日(水)の期間(約定日ベース)に売却された個人向け国債の額面金額を差し引いた金額をいいます。10年債、5年債、3年債のご購入金額の合算はいたしません。

法人等の販売対象・対象外の主な例はこちら

販売対象となる法人等(一般投資家)	非営利法人	一般社団法人、一般財団法人、学校法人、医療法人、管理組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、宗教法人、税理士法人　など
	非上場法人	非上場株式会社(資本金5億円未満)、合同会社、合資会社、合名会社
	その他	マンション管理組合　など
販売対象外(特定投資家)	適格機関投資家(個人以外)	金融商品取引業者、投資法人、銀行、保険会社、信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、短資会社、金融庁長官へ届出を行った信用協同組合、金融庁長官が指定する農業協同組合　など
	内閣府令で定める法人	特殊法人・独立行政法人、特定目的会社、資本金5億円以上と見込まれる株式会社、上場株式会社、外国法人　など
	金融商品取引法第2条で特定投資家として掲げられている者および特定投資家として取扱う申し出を当社が承諾した法人等	

個人向け国債プラスの募集要項・ご留意事項は裏面をご覧ください。

大和証券
Daiwa Securities

個人向け国債プラス　募集要項

募集期間　2026年12月7日(月)～2026年12月30日(水)

年限・回号	第201回10年債 (変動金利型※1)	第189回5年債 (固定金利型)	第199回3年債 (固定金利型)
購入単位 購入限度額	額面1万円以上1万円単位／上限なし		
募集価格	額面100円につき100円		
発行日	2027年1月15日		
償還日	2037年1月15日	2032年1月15日	2030年1月15日
償還金額	額面金額100円につき100円(中途換金時も同じ)		
利払日	毎年1月15日および7月15日(年2回)		

(※1)10年債の利率は半年ごとに変動します(最低利率(0.05%)は下回りません)。利率の決定方式:利率＝基準金利×0.66。基準金利は、利子計算期間開始日の前月(初回利子については募集期間開始日の直前)の10年固定利付国債の入札における平均落札価格をもとに計算される複利利回りです。

手数料などの諸費用について

●個人向け国債プラス(以下、個人向け国債)をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

ご投資にあたっての留意点

●個人向け国債は、発行から原則1年間経過すれば、中途換金が可能です。なお中途換金する際、原則として※2「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」の中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります。

(※2)発行から一定期間内に中途換金する場合には、中途換金調整額が異なることがあります。詳細はお取引窓口までお問合わせください。

●個人向け国債を保有する法人等が特定投資家に該当することとなった場合や、特定投資家が個人向け国債を保有する法人等との合併等により個人向け国債を保有することとなった場合等には、中途換金制限にかかわらず、速やかに中途換金を行っていただくことになります。●募集期間中はご購入のお申込みを取消すことができます。●個人向け国債の発注時間は原則、平日8:30～17:00となります。●お取引にあたっては、「個人向け国債の契約締結前交付書面」をよくお読みください。

税制などに関する注意点

●個人のお客様に対する個人向け国債の課税は、原則として以下によります。
・個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
・個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。
・お身体の不自由な方等で一定の要件を満たす場合は、マル優・特別マル優をご利用になれます。

●法人のお客様に対する個人向け国債の課税は、原則として以下によります。
・個人向け国債の利子については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
・個人向け国債を中途換金する場合、額面金額に経過利子を加えた金額から中途換金調整額及び取得価額を減算した金額は、法人税に係る所得の計算上、益金又は損金の額に算入されます。

キャンペーンに関する留意点

●期間中であっても予告無く本キャンペーンを変更・終了または延長する場合がございます。●プレゼント金額に上限はありません。●プレゼントは、お客さまの当社お取引口座へ2027年2月19日(金)に入金予定です。プレゼント入金時に、口座閉鎖または相続のお手続きをされているお客さまはプレゼントの対象外となります。●プレゼントは課税対象となる場合があります。詳細は所轄税務署等にご相談ください。●金融機関(信用組合、農協なども含む)、地方公共団体、公社・公団その他の政府機関、国立大学法人、公立大学法人などのお客さまは本キャンペーンの対象外です。●登録金融機関の金融商品仲介口座で個人向け国債をお買付けいただいた場合、本キャンペーンをご利用いただけない場合があります。詳細はお取引先の登録金融機関へお問合わせください。●大和証券グループの役職員は対象外です。●お客さまで現金プレゼントをご希望されない場合は、お取扱店までお申し付けください。

口座開設、お問合わせ、資料請求は、大和証券 本・支店・営業所または…

大和証券コンタクトセンター

0120-010101

【平日】8:00 ～ 18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

●大和証券に口座をお持ちのお客さまは、お取扱店番号(3桁)・口座番号(6桁)・暗証番号をあらかじめご準備ください。

大和証券ホームページ　**www.daiwa.jp**

商　号　等:大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号
加入協会:日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

大和証券
Daiwa Securities